

<輸出促進における EUHACCP のご説明>

■EUHACCP 取得の必要性

私達が輸出を思い立ったのは、そもそも魚の国内消費が減少し、このままでは、国内で同じパイの奪い合いや値下げ合戦が起こってしまいます。何とかそれを避けるべく模索したあげく、新たな別の販路を拡大し、世界へ販売していこうということになりました。まず、アメリカ、アジア、中東、さらに EU へ。しかしながら、EU へ出荷する為には、EUHACCP 取得が絶対条件となります。世界に日本の養殖魚の美味しさを知ってもらう為には、この障壁を超えなくてはなりません。

■EUHACCP 取得の手続きには、以下の認可が必要です。

- 1) 加工場施設登録
- 2) 養殖業者登録
- 3) 運搬船登録

まず、弊社の仕事内容をご説明致します。(別表1の説明)

1) 加工場施設登録

EU へ出荷する施設登録及び工場改修に、申請から取得まで、期間は3年あまり、費用約3億円掛かりました。その前に大日本水産会の HACCP を取得した時は、期間1年あまり、費用約2億円掛かっています。つまり、EU への出荷は4年余りの歳月を費やし、およそ5億円の資金を必要としました。

管轄は厚生労働省、書類のチェックから始まり、中四国厚生局の視察により、EU 出荷に見合う工場設備の指摘、及び改修、改築を経て、認可に至ります。この時の視察で、私達が口にしていたのは、「一言500万」です。この意味は、視察の際の指摘場所の改修に、中四国厚生局の方の一言ごとに約500万円掛かっていたからです。詳しい事はここでは割愛させていただきますが、この証明書を取得するのに、お金も時間も掛かりました。

2) 養殖業者登録

養殖業者の大半は、小規模経営です。EU への輸出量が増えれば増えるほど、たくさんの養殖業者登録が必要となりますし、年間の EU 輸出量を切らさないような原魚の確保が必要です。

昨年11月、弊社の登録している養殖業者が、原魚を切らしたため、新たな養殖業者の登録が必要となりました。2013年12月初めから申請をしていたのですが、ようやく認可されたのが今年の3月6日です。その間の EU 出荷はすべてストップし、EU の顧客には大変な迷惑を掛けました。しかしながらまだ、年間の出荷量に見合う養殖魚の確保に至っておりませんので、再度追加業者登録が必要となり、EU への出荷は再開できていません。その複雑な過程は、別表(2)に示してあります。

この3ヶ月、どこでどうなっているのかを問い合わせしましたが、省庁が違うため、その必要情報を確認・伝達したくても、個人情報だからとか、省が違うからとかで教えてもらえませんでした。実際、お互いの省庁で情報交換しながら進めてくれているのなら良いのですが、その辺りの情報がクローズされて、EU からの顧客の問い合わせにも応じられませんでした。

私達には、どこの省庁で行おうが全く関係ありません。事実が知りたいし、一刻も早く進めてほしいだけです。煩雑さを省略するため、ひとつの省でやっていただくか、別部門で行うことがベストだと思います。

3) 運搬船登録

これは提携している運搬船の登録ですので、比較的簡単に進められますので問題ありません。

■輸出の際に必要な証明書

- ◎ 衛生証明書（保健所発行）
- ◎ 産地証明書（東京の水産庁発行）・・福島県周辺ではないという証明書

EU へ出荷する際は、必ず原本でなくてははいけません。コピーでは通関させてもらえないからです。これらの書類を記入してもらうため、出荷の際に必ず保健所の方が立ち会いされます。また、原発事故以来、新たに産地証明書の発行が求められ、こちらは水産庁の管轄ですので、毎回出荷前に出荷先や出荷数量等を連絡して、東京から送っていただきます。

くどいようですが、これらは原本が必要なもので、何かのトラブルで出荷までに到着しなかった場合は損害が生じます。実際、産地証明書が出荷日までに到着しないことがありました。こちらが封筒と切手を先にお送りしているにもかかわらず、2件分を一度に入れた為、料金不足で出荷当日までに到着しませんでした。そのため、一件の得意先からはキャンセルになり、もう一件は原本到着が送れたため、それが海外の税関の手元に到着するまで荷物が据え置きされ、賞味期限が短くなり、差額のクレジットを余儀なくされました。産地証明等は、愛媛県が福島県周辺でないという歴然とした事実があるのだから、まとめて発行して、保健所にでも承認してもらった方がいいのにはと思いますが、管轄省庁が違うという理由でできないそうです。大変非効率だと思います。

■輸出した後のフォロー体制

海外では、税関の担当者は絶大な権力を持っています。日本でも同じかもしれませんが、少なくとも理不尽な理由で通関しないという事はありません。きちんと調べてくれます。でも実際海外では訳の分からない事が頻繁にあるのです。

◎EU の書式が変更になった時

以前の物と違うから、衛生証明書原本が偽物だと言われ、通関できませんでした。まともに調査もしてくれません。冷凍出荷の時は、賞味期限が長いので被害は少ないのですが、生の時は賞味期限が製造後一週間ですので、通関には一刻を争います。

この時はどうして良いか分からず、保健所に相談してもどうしようもないと言われ、思い切って霞ヶ関の厚生労働省に電話し、本物だと連絡してくださいとお願いしましたが、結局何の力にもなってくれませんでした。

色々な所へ問い合わせしましたが、最終的に力になってくれたのは、書類を発行してくれた今治の保健所です。その書類は本物であるという証明書を発行してくれました。ありがたかったです。

◎イギリスで生の魚から一酸化炭素が検出されたと通関ストップされた時

これが EU 全体に発表されたら、弊社商品にとって致命的な問題ですので、国際弁護士に入ってもらいました。イギリスでその検査ができるのは、税関が利用している所一つしかないとの事ですので、イタリアの大手検査機関にまで送って再検査もらいました。その時の検査は3回行われ、いずれもイギリスではでたらめな数値が並べられていましたが、3回ともイタリアの大手検査機関が、空気中に存在する程度の量で全く問題ないと証明してくれ、疑いが晴れました。しかし、この時の弁護士費用は600万円です。

◎その他理由のよく分からない事でストップされたことは何回かあります。

生は廃棄処分され、冷凍は疑いが晴れるまではコンテナを二ヶ月くらいストップされ、その間の保管費用等はすべてこちら持ちです。そのような事があっても、国が力になってくれることはほとんどなく、自分たちで何とか対処してきました。

日本で初めてイスラエルに出荷した時も、税関で止められました。日本のどの省庁に連絡しても、前例がないとあらゆる省庁をたらい回しにされました。最終的に通関できたのは、イスラエルの税関の方に食べてみてと商品を実際に食べてもらった所、「美味しいじゃないか。」と言われ、それが決め手となって通関できたという、嘘のような本当の話です。商品売るという事は、結局は人と人との付き合いなんだと思います。

日本が今後本当に輸出を促進する気があるのなら、そのような困った時に相談に乗ってくれたり、力になってくれる所をどこかに作ってほしいものです。民間の一中小企業ができることはたかがしれています。国の大きな力が必要なのです。

■社団法人の問題点

厚生労働省など役所が多忙なため、HACCP の検査や認定を社団法人に任せるということは賛成致しかねます。

検査一つの値段も高額で、近くにはない場合は出張費や交通費などたくさんの費用が必要です。EU へ出荷の為のモニタリング費用（年間の検査料金）は、100万円以上も掛かっています。

それはそれで仕方ないのですが、社団法人の HACCP の更新査察は半年に一回15万円以上支払いしているにも関わらず、英文の証明書を発行してくださいとお願いしたら、さらに10万円請求されました。何をお願いしてもお金が掛かります。

日本の役所の方は本当にまじめで、EU から要求されている以上の事をやろうと努力されています。もう少し肩の力を抜いて、査察の為の検査をするのではなく、本当に日本の為には何をするのが一番良いのかを考えてほしいと思います。日本の養殖技術の高さを、日本のすばらしい文化を世界中の人々に知っていただくために。

以上です。ありがとうございました。

2014年3月14日

森松水産冷凍株式会社

森松優子